

第二十二回国会 衆議院 逋信委員會議録 第十三号

昭和三十年五月二十一日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松前 重義君

理事 齋藤 憲三君 理事 廣瀬 正雄君

理事 中垣 國男君 理事 橋本登美三郎君

理事 井手 以誠君 理事 松井 政吉君

秋田 大助君 川崎末五郎君

竹内 俊吉君 佐々木更三君

成田 知巳君 原 茂君

森本 靖君 三輪 壽壯君

出席國務大臣

郵政大臣

松田竹千代君

出席政府委員

郵政事務次官

早稲田柳三門君

郵政事務官

(監察局長)

青木 亮君

郵政事務官

(貯金局長)

小野 吉郎君

郵政事務官(簡

易保険局長)

白根 玉喜君

郵政事務官(電

波監理局長)

長谷 慎一君

委員外の出席者

郵政事務官

(事務次官)

中村 俊一君

専門員

稲田 穂君

専門員

山戸 利生君

専門員

吉田 弘苗君

専門員

中村 寅市君

五月十三日

委員井手以誠君辞任につき、その補

欠として淡谷悠藏君が議長の名で

委員に選任された。

同月十六日

委員愛媛一君辞任につき、その補

欠として同君が理事に当選した。

同月二十日

五月十三日

東都農地区に電話架設の請願(片島

欠として太田正孝君が議長の名で委員に選任された。

同月十七日

委員淡谷悠藏君辞任につき、その補

欠として井手以誠君が議長の名で

委員に選任された。

同月二十一日

理事井手以誠君委員辞任につき、そ

の補欠として同君が理事に当選した。

五月十三日

東都農地区に電話架設の請願(片島

港君紹介)(第六一七号)

広島、長崎の原爆被災十周年記念切

手発行に関する請願(松前重義君外

四名紹介)(第六五九号)

猿投郵便局舎新築の請願(横山利秋

君紹介)(第六六〇号)

同月二十日

広島、長崎の原爆被災十周年記念切

手発行に関する請願(松前重義君外

四名紹介)(第七五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

電話架設の実施延期に関する陳情

書(秋田市議会議長山口長太郎)(第

一五一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一九七号)

郵便年金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金

の運用に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二二五号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二五号)

の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二五号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二六号)

テレビジョン受像機に対する物品税

の問題等に関する件

○松前委員長 これより会議を開きま

す。

お諮りいたします。理事の補欠選任

の件でございますが、去る五月十三

日理事の井手以誠君が委員を辞任さ

れ、理事が一名欠員になっておりま

す。同君が十七日再び本委員に選任せ

られましたので、井手君を再び理事に

指名いたしますと存じますが、御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松前委員長 御異議ないものと認

め、そのように決定いたします。

○松前委員長 次に簡易生命保険法の

一部を改正する法律案、郵便年金法

の一部を改正する法律案、簡易生命保

険及び郵便年金の積立金の運用に関

する法律の一部を改正する法律案、郵

便貯金法の一部を改正する法律案及び

郵便振替貯金法の一部を改正する法

律案、以上五法律案を一括議題とし

まして質疑を行います。この際森本

君より発言の通告がありますので、こ

れを許します。森本靖君。

○森本委員 この郵便年金法の一部改

正法律案の四十二条の、「必要な施設

を設けることができる。」と、その施設

については省令によつて定めるとい

ふうにありますが、その具体的な内容

を御説明願いたいと思います。

を設けることができる。」と、その施設については省令によつて定めるといふうにありますが、その具体的な内容を御説明願いたいと思います。

○白根政府委員 具体的内容を御説

明申し上げます。御承知のように郵便

年金の面におきまして、貨幣価値が変

動して、加入者の方々に非常に御迷惑

をかけておるのでございます。従いま

して何か養老施設らしいものを郵便年

金事業の付帯事業としてやりたい、か

ような考え方をもちまして、まず第一

着手といたしまして、熱海に老人ホー

ムという施設を今準備いたしておるわけ

でございます。

その内容を御説明申し上げますと、

場所は熱海市でございます、俗称天

神山といふところに場所を選定いたし

ました。敷地は六千七百坪、建坪が千

三百坪でございます。建物の内容とい

まして、短期保養ホームと長期に

分けてやつておるわけでございます。

短期は木造二階建てでございます、二

ねでございます。それで六畳が十三室、

八畳が一室、それからこれはベランダ

付でございますが、個室として六畳五

室、八畳一室、十二畳一室、これが短

期でございます。長期はアパート式と

小住宅式に分けてまして、アパート式

は鉄筋コンクリートの二階建て二ねご

ざいします。これが四畳半四十六室で

ございます。それから小住宅式は一戸建

の平家が二十四ね、二戸建平家が三

ね、こういふような格好に相なってお

るわけでございます。収容人員といた

しましては約二百十六人程度でござ

います。短期の保養ホームはそのうち

で六十六人、長期はアパート式が九十

人、小住宅式が六十人と相なっており

わけでございます。利用者といしまし

しましては、短期の面につきましては保険加入者並びに年金加入者の方々に御希望の方を入れることに相なっておりますのでございまして、大体一月以内ということになっております。長期は加入者の方が一生住みたいという御希望があれば一生住めるようになっておるわけでございます。それから料金関係については、これは建物の建設費、それに対する償却利子等を含めまして、その分は加入者の方に御負担していただく、なお人件費その他維持費の面につきましては国の負担にいたしたい、こういうような計画でやつておるのでござい

ます。大体八月中にはできると、か

ように存じておる次第であります。

○森本委員 八月中にできるとい

うのは、すでにそういう敷地の買収そ

の他については、大体業者側と話が進

んでおるのですか。

○白根政府委員 敷地はむろん買収済

みでございます、建物もほぼ九割程

度できております。従いまして八月、

おそくとも九月には利用開始になると

存じております。

○森本委員 そうすると、私はしろう

とですからわかりませんが、そういう

敷地の買収を行なっておるといふの

は、この法律ができてからそれができ

るのじゃないですか。

○白根政府委員 おっしゃる通りでございます。この法律が国会を通らなければ、保険の方は御承知のように規定がございまして、年金の方には規定がないので、法律が成立しなければ法的にはちよつと無理だ、こう考えております。

○森本委員 しかし今熱海の分について買取を決定したというふうに言われましたが、聞き違いですかね。ちよつとその点お聞きしたい。

○白根政府委員 これはおしかりをこらむことに相なると思ふわけでございますが、戦前におきましてはそういう簡易保険法の規定におきまして、保健施設ができるという条文が実はなかつたわけでございまして、御承知のように診療所、簡易保険の相談所の福祉施設もやつておたつたわけでございまして。ところがGHQの方で、そういう施設をやるなら保険法の方に入れたらどうかという強い御指示があつて、保険の方に入つておるわけであります。戦前におきましてはそういう基礎条文がなくとも、全国に三百数カ所の簡易保険相談所ができておたつたわけでございまして。そういう点もござい

ますので、法律の成立を待たずに準備したのでございまして。見方によれば、その点については御指摘のように法律の制定を待つて買取をや、建築をやるという建前でいくべきであるという見方も立ちますが、戦前におきましてはそういう条文がなくとも、簡易保険の付帯事業といたしまして、全国に三百数カ所の簡易保険相談所もあつたわけでございます。それらの関係もございまして、法律制定を待たずに準備を進めて参つた次第でございます。

○森本委員 私のお聞きしておるのは簡易保険の方じゃないのです。今ここで私が聞いておるのは、郵便年金法の一部改正をする法律案についてお聞きしておるわけですか。それで第四十二条によるところのものをかどうかということをお聞きしておるわけですか。その第四十二条によるものを、現在すでに買取をしておるといふ先ほどの答弁がございましたが、それは間違いございせんかというところをお聞きしておるわけですか。

○白根政府委員 四十二条を提案いたしましたのは、熱海の老人ホームを利用開始するについては、保険の方にもそういう規定があるので、年金の方にも書いた方がいいということで御提案申し上げたのでございまして、この条文の対象のものをございまして。

○森本委員 そうすると今の買取が決定をしたというのは、第四十二条による年金の受取人の福祉を増進するため必要な施設、こういうことになるわけですか。

○白根政府委員 さようでござい

ます。○森本委員 そのものは大体法律の改正が通らなければできないわけですね。

○白根政府委員 この面を御説明するために簡易保険法に触れて申したのでございまして、簡易保険なり郵便年金事業につきまして福祉事業として、戦前におきましては簡易保険法の保健施設をなすことができるという条文もなくてやつておたつたわけでございます。しかし国の経費を使うことでもございまして、こういう条文を追加する方がベターである、かように存じまして、

この法案の御審議をお願いいたしておる次第でございます。

○森本委員 そうすると、何ですか、今の答弁によりますと、こういう条項があつてもなくても、そういう施設はできるというふうな御答弁ですか。

○白根政府委員 法律的に申し上げますと、国の営造物を作る権限はあるわけでございます。加入者に関連いたしますから、法律に書く方がベターであることは間違いのないのでござい

ます。○森本委員 その答弁はちよつとおかしいと思うのです。大体郵便年金についての公有施設というものは、戦争前はともかくとしても、戦争前のことを言つた日には今では話にならぬと思うのですが、終戦後における郵便年金の施設というものは今回が初めてではないですか。

○白根政府委員 老人ホームといったものは初めてでございます。しかし福祉施設としては、御承知のように戦前は郵便年金の面におきましても、簡易保険と同様に三百数カ所の簡易保険相談所があつたわけでござい

ます。福祉施設としてはこれが初めてではなく、福祉施設の内容として老人ホームのようなものは今回が初めてで

す。○森本委員 今回の第四十二条の提案をした趣旨は、郵便年金法による初めての施設をこしらへるから国会に提案をしたのでしよう。そうではないのですか。

○白根政府委員 それは福祉施設といつたしましては初めてではないのです。ただ老人ホームというふうな施設内容としては初めてでございます。従いまして施設の内容も相当膨大でもございまして、法律に基礎を置く方が

○松田国務大臣 契約者なり加入者などの利益をはかり、福祉を増進するた

めに、従来歴史的にやつてきた事柄でありますので、それに基礎を置いて福祉施設を用意したものでありますけれども、しかし法律の根拠に基いてこれから福祉施設を拡張していくことがより妥当であるという考え方で、このたび法律の規定によつてやることにいたしましたのであります。

○森本委員 その答弁はちよつとおかしいと思うのです。大体郵便年金についての公有施設というものは、戦争前はともかくとしても、戦争前のことを言つた日には今では話にならぬと思うのですが、終戦後における郵便年金の施設というものは今回が初めてではないですか。

○白根政府委員 老人ホームといったものは初めてでございます。しかし福祉施設としては、御承知のように戦前は郵便年金の面におきましても、簡易保険と同様に三百数カ所の簡易保険相談所があつたわけでござい

ます。福祉施設としてはこれが初めてではなく、福祉施設の内容として老人ホームのようなものは今回が初めてで

す。○森本委員 今回の第四十二条の提案をした趣旨は、郵便年金法による初めての施設をこしらへるから国会に提案をしたのでしよう。そうではないのですか。

○白根政府委員 それは福祉施設といつたしましては初めてではないのです。ただ老人ホームというふうな施設内容としては初めてでございます。従いまして施設の内容も相当膨大でもございまして、法律に基礎を置く方が

ベターであるという意味で提案いたしたわけでございます。

○森本委員 今回の法律改正、郵便年金の施設を置くというものは、この法案が通つてからそういうものを置くという考え方に基いて、この法案の提案をしたのでしよう。

○白根政府委員 この法案を御提案した以上は、この法案が通らなければ利用開始は差し控えるべきものだと思います。

○森本委員 それはだれが聞いてもおかしいと思うのです。この法案が通らなければ利用開始はしない、というなら、国費をもつて大きな施設をして、この法案が通らなかつた場合には一体どうなるのですか。

○白根政府委員 基礎的に申しますれば、こういう施設は法律の基礎がなくても戦前もやつておたつたわけでござい

ます。しかし老人ホームのような施設は、将来拡張していかなければならぬ。従つて法律の規定をしまして、それからスタートした方が、スタートという意味から申しまして、この法案が通らないで利用を開始することはベターでない、こういう意味でござい

ます。○森本委員 もしかりにこの法案が通らなかつたら、利用開始もせずに六千七百坪ですか、そういう膨大な施設を買収して、それを遊ばせておくわけですか。

○白根政府委員 そこで一つお願いがあるの

ますから、どうか通して下さい、こういうことでございます。

○森本委員 私はそのような人情問題ではないと思う。少くともこれは国会軽視だと思ふのです。こういう法案を提案して、その法案が通つてから初めてその利用開始をするなり、その施設をするのがほんとうであつて、この法律案を提案して、それもこれを通るものなりと頭からきめてかかつて、その敷地を買収するなんということは、一体この法案を審議することを何とお考えですか。

○白根政府委員 もしこの法案が通していただけないとすれば、残念ながら年金加入者に対してはお断わりする。しかし保険の加入者は、御承知のように保険施設の規定があるのでございませう。それで保険の加入者を入れるようにせざるを得ない。従つてもしこの法案が通していただければ、おれわれとしては養老施設といつては老人ホームについては、年金に重点をおきたいと思ひますが、幸い簡易保険法の方には福祉施設に関する条文がございませう。従いましてやむを得ず簡易保険加入者だけをお入れしなければならぬ。この老人ホームにつきましても簡易保険加入者もお願ひし、年金加入者もお願ひするという前提でございませうが、この法案が通らないといひますと、法律的にベターの面からいひますと、年金加入者を入れるというところは差し控えるべきものであります。従いまして保険の加入者にお願ひする考えでございませう。

○森本委員 その施設の金額はどのくらいですか。

○白根政府委員 建築費も全部入れま

して一億二千万程度でございませう。○森本委員 そのうち土地の買収費は完全に受け払いをやつてゐるわけですか。

○白根政府委員 完全に済んでおります。

○森本委員 それでは建物の入札なんかも済んでゐるわけですか。

○白根政府委員 入札もむろん済んでおります。

○森本委員 そうすると、この法案がもし通らない場合には、簡易保険の方に肩がわりするということですか。

○白根政府委員 この施設は簡易保険の加入者の短期ホームにお願ひすることになつております。郵便年金の加入者も簡易保険の加入者も、実は計画といひましては、両方の対象の方々をお願ひすることになつてゐるのでございませうが、先ほど申し上げましたように、やはり法治主義の現在からいへば、法律的な基礎があるのがベターでございませうので、もしこの法案が不幸にして通らない場合におきましては、簡易保険の加入者をお入れする考えでございませう。

○森本委員 簡易保険の方の施設にするといふと、金の出どころはどうなつてゐるのですか。

○白根政府委員 金は簡易保険の経費と郵便年金の経費とで出すことになつております。御承知のように簡易保険と郵便年金とは、過去におきましては特別会計が別になつておりました。しかし現在では御承知のように簡易保険と郵便年金とは特別会計が一本になつております。勘定科目が違ふ程度でございませう。しかし両方の経費から出すつもりでございませう。

○森本委員 だからこの法案が通らない場合は簡易保険の方から出す、こういうわけですか。

○白根政府委員 残念ながら、通らないときは経費は保険の金から出さざるを得ない、こう考えております。

○森本委員 その一億二千万もの金額が、そんなに右から左へとばこつぽこつと変わるような予算ですか。

○白根政府委員 予算とおっしゃられると、そういう見方も立つと思つたわけでございます。われわれといたしましては、やはり加入者階層は両方とも大事でございませう。従つて考え方としては両方とも利用するようにいたしたいと思つたのでございませうが、不幸にいたしましてこの法案が通らないときには、経費は簡易保険の加入者を中心にしていたしましてやる。従いまして経費も簡易保険勘定で支出したい。予算とのおつしやられれば、結果からいへば予算さんになるかもしれませうけれども、われわれの希望といひましては、やはりこの法案を通していただきたい。物価の変動によつて、年金加入者の方々は非常に不氣の毒だ。せんだつて森本委員から非常に事業を愛する意味からいたしまして、御叱正をいただいたわけでございます。従いまして、物価の変動のために年金加入者にお氣の毒な面を、せめて養老施設の面におきましてやるということをお願ひしていただければ、われわれといたしましてはその予算な経理をやらないうような格好になるのでございませう。

○森本委員 質問の要旨だけにお答えを願つておきたいと思つたのです。これはここにのべられる全然内容のわからぬ方も、非常にずさんだというように考

えるのです。一億二千万もの金額を、この法案が通らなければ郵便年金の方から出せない。もしこれが通らなかつた場合は、それでは簡易保険の方から出します、こういうことでは納得ができません。この法案が通らなかつた場合には、簡易保険の方から出すのですか。

○白根政府委員 そうでございませう。

○森本委員 そういう計画をして、すでに敷地も買収しておる。この法案がもし通らない場合には、簡易保険の方から出すと簡単に言われましたが、一億二千万という金額が右から左へ動く、そんな予算な予算の内容ですか。大臣に一つお答え願ひしたいと思つたのです。これは常識的に考へてみてもすぐわかると思つた。

○松田國務大臣 御承知のように、他にも簡易保険の金並びに年金の金を、いろいろ公共の利益をはかるためにワタタタやる法律案の御協賛を願つておる趣意からいたしまして、簡易保険金を十分に契約者並びに加入者の福祉をはかるために用ゐることは、決してずさんな金の金を用いておるとは考へられないのであります。

○森本委員 いや、私の聞いておるのは、熱海の一億二千万というものは、郵便年金の方の金でやる、それはこの法案が通つてから正式にやる、こういうわけでしょう。だからもし法律を順法する精神であるならば、熱海の老人ホームについては、この法案が通つてから計画していくべきだ。ところがそれが通らないうちから、そういうものをばつくり買収し、契約も全部済んでおる。それではこの法案が通らなかつたときにはどうするかという、

簡易保険の方から金を出すという答弁があつたのです。だからそんなに一億二千万というような金額が、右から左へと動くような予算の内容ですか、こういうことを聞いておるのです。

○白根政府委員 私が簡易保険の金でやるということを御説明申し上げたのは、そうならば維持費の全部を簡易保険の金でやる。現在評価しておる建築費は——特別会計をごらんになればわかるように、常務費というものは保険勘定でやることになつております。従つて今やつておる経費は、保険勘定でやつておるわけですから、従いましてこの法案を通していただければ、将来の維持費の面におきまして、年金勘定でもやつていただくことになるのであります。ただいまやつておる支出は保険勘定でやつておるわけでありませう。

○森本委員 そうすると最初の建築関係は、全部保険の方でやるというわけですか。

○白根政府委員 端的にいへばそうでございませうが、ちよつと説明させていただきます。簡易保険並びに郵便年金の特別会計では、建築の関係は年金の関係であつても保険勘定でやる。維持的な面は年金勘定でやる。と申しますのは、年金の事業として独立採算的なことができないような時代もございまして、昔は簡易保険の特別会計と郵便年金の特別会計と二本あったのですが、その後年金の伸び工合が悪いので、結局一つの会計にいたしました。勘定は保険勘定と年金勘定とに分けておりますが、その勘定の支出の振り分けをいたしまして、ことに固定財産のものを両勘定からやるのもいかがかという意味も含めまして、建築費関係は

簡易保険勘定でやるということになつておるのです。従つて建築部面はたゞいま保険勘定でやつておる次第であります。

○森本委員 そうすると、そういうものをこしらへる場合には、四十二条は全然要らないわけですか。

○白根政府委員 支出をする面におきましてはそうなっておりますが、やはり現在の民主的な時代においては、四十二条のような規定をやるべきものである。従つてこれがもし通らない場合には、維持費の面を郵便年金勘定に分担させる計画ではございまして、しかしこの法案が通らないと、維持費の面も建築費の面も保険勘定で持ちまして、しかも利用対象を簡易保険加入者に限らざるを得ないということに相なるわけでありませう。

○森本委員 いろいろ御答弁がありましたが、つづまるところは、この熱海の老人ホームは、郵便年金法が改正されなければ、郵便年金によるところの老人ホームとしては使えないわけですね、大臣。

○松田國務大臣 その点については、先ほど保険局長からお答へした通り、簡易保険の加入者に限つて使用する、かように考えております。

○森本委員 いや、熱海の分は、簡易保険ということでもこしらえておるのでなく、郵便年金のこの四十二条によるところの老人ホームとしてこしらえておるのでしょうか。

○白根政府委員 先ほど申しましたように郵便年金だけでなく、簡易保険の方も利用してもらふ。計画といったしましては短期は簡易保険も郵便年金も一緒にして利用してもらふ。施設が

できれば、長期の面につきましても簡易保険の加入者も利用してもらふという考え方でスタートしておるのでございまして、熱海の老人ホームも、今後の老人ホームも、すべて年金の老後の施設だけという意味ではなかつたわけでありませう。

○森本委員 私の聞いておるのはそういうことではないのです。そういう老人ホームを簡易保険の者が利用するのは当然のことです。私の言つておるのは、すでに買収もして建築もやつて一億二千万円の熱海の老人ホームというものは、この四十二条の改正法律によるところの施設だろつたというところをお聞きしておるわけですか。その点を明確にしてもらいたい。

○白根政府委員 四十二条の対象でもございませう。それからまた簡易保険法の類似規定の、保健施設ができるという条文の対象もございませう。

○森本委員 先ほど私は四十二条の「福祉を増進するため必要な施設を設けることができる」という条項があるから、これについての施設はどういうことかというところをお聞きしたわけですが、そうしたら今の熱海の老人ホームが出てきたわけですか。だからあなたは半分簡易保険に首を突っ込んで、半分年金に首を突っ込んでおるような答弁を先ほどからしておるけれども、その老人ホームというのは、つづまるところのこの四十二条の施設に間違いはないかということをお聞きしておるわけですか。

○白根政府委員 たびたび申し上げますように、計画といたしましては、この四十二条の対象でもございませう。また簡易保険法の保健施設ができるという

う条文の対象でもあつたわけですか。しかしこの法律が不幸にして通らなければ、これは簡易保険法の規定による保健施設の対象にならざるを得ない、こういう意味でございませう。

○森本委員 ならざるを得ないではなく、その老人ホームというのができ上つたら、この四十二条の、この法律が通つたら、この法律によるところの施設になるわけでしょうか。

○白根政府委員 どうも説明が何でございませうが、この法律のもつぱら対象になる施設ではないのでございまして、簡易保険法の類似条文の規定の対象にもなる、こういう考え方で当初から計画を立てておるわけでありませう。

○森本委員 それならば四十二条の施設というのは何ですか。その熱海のもののは四十二条の施設じゃないわけですか。

○白根政府委員 四十二条の対象でもあり、簡易保険法の類似条文の対象でもあるということではございませう。

○森本委員 そうすると一般にわかりやすくいえば、半分は簡易保険、半分は郵便年金の施設だ、こういうことになりませうか。

○白根政府委員 考え方としては、おっしゃる通りであります。

満たすことができないわけではございませう。従いまして半分はむだになるのじゃないかということではなくて、半分が年金加入者にできなければ、簡易保険の加入者でもこれはもう非常に希望しておるわけではございませう。むだという面からいいますと、それはないと思つてございませう。

○森本委員 いや、むだとか何とかいうことではなしに、その老人ホームといふのは、この四十二条が通つてからこしらへるものがほんとうじゃないですか。

○白根政府委員 郵便年金だけを対象にしてやるかといふと、おっしゃる通りになります。しかしわれわれといたしましては郵便年金もねらう、簡易保険もねらう気持ではございませうが、もし郵便年金のこの条文が通らなければ、簡易保険の加入者の方へ集中しなければならぬ。しかし集中いたしまして、この種の老後施設を希望する者は非常に多いわけではございませう。事業経営からいたしまして延命にもなりますし、従いまして二重を追う計画ではございませうが、一重が——不幸にしてこの基礎条文が通らないということになりますと、簡易保険に集中せざるを得ない、こう考えておるわけではございませう。

○森本委員 私のお聞きしておるのは、この条文が通つてから、そういう老人ホームというふうなものについては計画をしてやるのが至当ではないか。この法律が通るものなりと仮定をして、すでに敷地の買収も行なつて、建築も行つたことは、ちよつと行

き過ぎではないかということをお聞きしておるわけですか。

○白根政府委員 もつぱら年金を対象にしてやつたといふとすれば、おっしゃる通りでございませう。しかしわれわれといたしましては、簡易保険の加入者を対象にしてやるのも入つておるわけではございませう。従いましてこの法律がもし通れば両方やる。通らなければ簡易保険だけの施設でも十分その必要がある、こう認定してやつたわけではございませう。

○森本委員 そうすると、この法律は通つても通らぬでもよろしい。通つた方がなおかつよろしい、こういう考え方に基いて、この法律案を提案したのですか。

○白根政府委員 私の説明が悪いので、大へん恐縮でございませうが、簡易保険の加入者に対する施設だけでなく、やはり年金加入者の方にも均等にせたい、させるには、基礎条文であるこの法律を御提案して、御審議の結果はなりという御結論を立てていただいて、年金加入者の側にも均等にしようにしたいという希望をもつて、御提案申し上げた次第でございませう。

○森本委員 そういふことになると、これは明らかにこの法律が通つてからそれを計画するのが至当じゃないのですか、大臣。さつきからの質疑応答を聞いておつてもよくわかると思うのですが、もしこの法律が通るものなりと頭から断定してしまつて、そういうものを全部、敷地の買収から建築を行うということは、ちよつと行き過ぎじゃないですか。

○松田國務大臣 こうした法律をまず御協賛願つて、その上でこうした施設

をするのが当然ではないかという御説は、そうすることがより妥当であったと私は考えます。しかし長い歴史あるこの保険並びに年金制度をやつて参つておる間において、保険の方においては従来福祉施設を長期にわたつてやつてきて、それが認容されてきておるといふ建前から、一般の加入者の福祉を年金においても増進するために、こうしたことを考へてやるべきが必ずしも――この制度の本来の趣旨、すなわち広く加入者の福祉をはかつていくという見地から、妥当なことであると考へて用意をしたわけでありますが、しかし一億二千万の金をもつて新しい施設をこしらへるについては、こうした法律の基礎を持つことがさらによろしいことである、かように考へて御協賛をお願いするようになったわけであります。

○森本委員 大臣はこの施設がもうすでに敷地の買収も終つておるし、建築の入札も済んでおるといふことを御承知だつたのですか。

○松田國務大臣 さようです。

○森本委員 そうすると、その法律を提案しておるが、法律が通らぬ前にこれをやるということは、明らかに行き過ぎであるけれども、加入者の面から見たら行き過ぎでもかまわぬ、こういうことで大臣としては許可したわけですか。

せん。少くとも法律を提案して、その法律によつて施設を行う場合には、これは明らかにその法律が通つてからそれを許可するというのが大臣の責任じゃないですか。

○松田國務大臣 すでにホームの施設が先ほどから御説明申し上げましたように、相当進行いたしているわけであります。私もいつか熱海に行ったときに視察したような事情でありまして、まさにこうした施設は加入者の利益をはかる上に非常に適切なものであり、重ねて年金加入者の方から要望の非常に熾烈なものもあるということを知つておりました、これは当然皆さんから御協賛を得られるものと思つて提案した次第であります。

○森本委員 私は二月の末まで郵政部内におつた者ですが、こういうものができてゐるということは全然知りませんでした。全国的にこういうことを知つてゐるのはおそらくあまりないだろうと思ふ。ただ私がお聞きしているのはそういうことは別に、法律を提案して、その法律が通つてからそれをやるというのが正当じゃないですか。そのことだけではないのです。

○松田國務大臣 その方がよろしいと思ひます。

○森本委員 その方がよろしいということでは、そういうふうにするべきが普通の常識ではないですか。

○松田國務大臣 私がこれを承知したときには、すでに施設が非常に進捗しておりました。そしてこうしたことが、従来においてもこれと同じものはありまじせんけれども、長期にわたつて相当継続されてやつてきたことが認められてゐるという見地において、こ

れを前もつて準備することも必ずしも不当なことではない。今あなたのおつしやるように、法律が通過して後にやる方がより妥当であるということはお説の通りに考えます。

○森本委員 このことばかりあまりやつてゐると長くなりますからやめまされども、最後に、大臣が就任されたときにすでにこの施設の買収も何もできておつたので、これについてはそのまゝ了承という形になつたけれども、普通であればこの法律が通つてからかういふことは計画すべきである、かういふふうにお考えですか。

○松田國務大臣 大体その方がよろしいやう方であると考えます。

○森本委員 大体という言葉がつくと語弊があるのですが、大体でなしに少くとも法律を提案しているのですから、その法律に基いて施設を作るわけですから、明らかに法律が通つてからかういふことを計画すべきであつて、法律が通らぬ前からかういふことをやつて、もしそれが通らなかつたらこちらにするというところで計画することは、明らかに国会の法律案議を無視する結果になるのじゃないですか。

○松田國務大臣 御叱責の趣旨はごもつとも存じます。

○森本委員 最後にそういう答えが出ましたので、なおこの問題についてはいづれ私ども詳細に調査をいたしまして、後日あらためて質問することにして、本日はこれでやめておきますが、本年はそういう施設が一項目だけだということをごさいます、将来にわたつてどういふ施設を考へておられますか。

○白根政府委員 将来にわたつて

の考へ方といたしましては、年金加入者に対しましては、この種の老後施設を予算の許す限りにおきまして拡大したいという考へ方を持っております。と同時にまた保険施設としての診療所の拡充をある程度はかつて、むろん職前程度の三百数十カ所の相談所を作るというのには行き過ぎと思ひますけれども、多少その点も拡充したいと考へております。

○森本委員 そうすると年金関係の分については老人ホームだけですか。それ以外に何かできるのですか。

○白根政府委員 ただいまのところにおきましては年金の会計、事業上の余力等を勘案いたしまして、この種施設の拡充以外のものにつきましては、診療関係のある程度拡充したい。それより以上のことは、やはり事業の現状将来を考へなければならぬので、特別にただいまのところは計画を考へておりません。

○森本委員 そうするとこの四十二条によるのは老人ホームと診療所関係、この二つですか。なおちよつとつけ加えておきたいのは、私がこのように執拗に質問しているのは、この四十二条の条文では明らかに郵政省に対して白紙委任という形になるわけです。これは当該者の考へ方に基いてどんなものでもこの条文からいくとできるわけですから、年金継続受取人の福祉を増進するため」という理由をつければ、どんな施設でもできるわけです。だからこの条文についても若干疑義があります。この内容については今言つたやうに老人ホームと診療所関係、この二つぐらいに限られるわけですか。

○白根政府委員 ただいまのところは

そうでございます。なお将来そういう種類以外のものを考へる時代が来ましたとき、なるほど条文は抽象的でございますが、いづれ予算によりまして国会の御審議を仰ぐことにならうと考へております。

○森本委員 今年度は熱海に一方所というところですが、来年度以降については逐次地方の方へ伸ばしていく計画ですか。

○白根政府委員 計画といたしましては、やはり年金なり保険の余裕金の点も考へなければなりません。来年一カ所さらに増加するというところにつきましても、やはり事業の伸び具合も考へなければならぬので、来年一カ所ふやすというところはまだ確定的に計画いたしておりません。

○森本委員 その余裕金が多かつた場合には、全国的にずっと現在あります十の郵政局単位に一つぐらい持つという計画ですか。

○白根政府委員 希望といたしましてはそういう気持を持つております。しかし予算関係が伴わなければならぬので、希望として持つてゐるわけであります。

○森本委員 そういうふうに来年ずつと施設をしていく場合に、施設の基準になるものは、やはり加入者の数によつてそういう基準ができていくわけですか。

○白根政府委員 加入者の数を基準にして考へていく気持ではございませうが、普通の診療関係と違ひまして、老後施設といたしましては、やはり老人の希望するところも考へなければならぬ。たとえばある地域は加入者がこのくらいあるから、その地域に作るとい

いまでも、作るについての規模その他については、最後の安居的な気持を助成するため、老人の気持もくまなければならぬ。たとえば温泉地帯がいいといえ、その気持もくまなければならぬ。しかし地域的な分布も考えなければならぬということ、そこで両方の考え方をかみ合せて計画いたしました、かように存じております。

○森本委員 この件はこれで打ち切りですが、ちよつと緊急に質問したいことがあるありますが、委員長よろしうございますか。

○松前委員長
どうぞ

○森本委員　きのうの夕刊によりますと、放火魔の女性を郵便法違反の疑いで逮捕したということが新聞に載っておりますが、これについて警察当局から郵政省に対する連絡はありましたか。

○青木政府委員　ただいま森本委員からのお尋ねの件であります。これは世田谷の地区にひんびんと起ります放火事件につきまして、たしか四月の二十八日だと思いますが、東京の監察局にこの事件に協力してもらいたいという警視庁からの申し入れがあったわけでありまして。しかし具体的にはその後今日まで実際に協力するという段階に達しておりません。それから私も実は先ほど新聞を見たわけございまして、詳細わかりませんけれども、警視庁で放火事件について、具体的には世田谷署に捜査本部がございまして、あそこで調べた結果、郵便法違反の疑いがあるというようなことになったのか、この点は実ははっきりしておりませんが、おそらくこの場合に裏づけの関係なんかに、脅迫罪としてあるいは送検

するかもしれないと思うのです。あるいは郵便を不正に利用した罪でござい

ますね。今御指摘の郵便法違反と併合罪として送検するか、その点は非常に技術的なことでございまして、ただいままでに私ども入手しておりませんが、なお私どもといたしましては、こういう場合には郵政業務に関する専門知識を持っている郵政監察官が協力し

て、いわゆる共同捜査をしたらいいという場合に、警視庁から申し出があれぽこっちもそれに応ずるという格好をとっております。これはもちろん郵政

犯罪でございますけれども、放火事件に関連して郵政犯罪と思われる事件がございました場合には、必ずしも私の方と一緒に捜査をするということにはなっておりません。今申しましたようにならざるに警視庁側から申し出があった場合に、応ずるというわけでございます。そう

いう場合にももちろん、なお事件の捜査を早く進めるためにお役に立てばやりましようということは、東京監察局から警視庁に連絡はしております。大体ただいままで入手しておるところでは、それ以上ちよつと御説明申し上げかねます。

○森本委員 これは私の希望として申し上げます。これは放火の事件であつて、直接郵政省としては関係がないわけではありますが、しかし郵便によるところの脅迫とかなんとかいうふうな郵便法の違反の問題になりますと、やはり相当われわれとしても関心を持たざるを得ないのであります。この面については向うの方からそういう要請がなされても、それぞれの出先の監察官の方から出向いていって、その内容についても調査するという積極的な方法をと

とつて、一応御調査を願つておきたい
というふうに考えます。

○青木政府委員　ただいま御指摘がありましたように、私どももいたしたようにも先ほどお答え申しましたように、そういう場合に積極的に連絡はいたしております。しかしこれは郵政犯罪でありまして、全部向うで捜査をする場合もございます。要するに捜査がう

まくいけばいいという観点からやっておりますので、その点は十分御趣旨を体しまして、今後とも一般警察機関、捜査機関とも十分協調してやりたいと

思つております。
 ○松前委員長 ほかに御質疑ありませんか。
 ○松井委員 ちよつとお伺ひいたしておきますが、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律並びにそれに関連をして御質問を申し上げた

いと思いますが、法律改正の中に、「第三
三条第一項に次の五号を加える。」と法
文は書いてございまして、四のところ
に「法律の定めるところにより、予算
について国会の議決を経、又は承認を
得なければならぬ法人の発行する債
券」とうたっております。この場合の「

「国会の議決を經、又は承認を得なければならぬ法人の發行する債券」、この国会の議決と承認を得なければならぬ法人等の考え方と、これをどういふ法人に推定をして条文改正をやるかとするか、その内容についてお伺いいたしたいと思ひます。

○白根政府委員　御説明申し上げます。まず二つにわけまして、この該當条項で債券の方は日本国有鉄道、日本電信電話公社、承認を得るのは日本放送協會と相なつております。ついでに

次の号でございます。「前号に規定する法人に対する貸付」を説明申し上げ

ますと、議決を受けてやる特殊の機関
 といったしましては住宅金融公団、国民
 金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁
 業金融公庫、日本開発銀行、日本輸出
 入銀行、日本国有鉄道、日本電信電話
 公社、日本専売公社、承認を受けるもの
 として該当するのは、日本放送協会の

○松井委員　今のは農林金融公庫でございませうか、金庫でございませうか。農林中央金庫でございませうか、農林漁業

金融公庫でございますか。

○白根政府委員　農林漁業金融公庫でございます。

○松井委員　そうすると大臣の説明の中の第二に該当するものの「長期信用銀行法による銀行業務を営む銀行」、その下に「農林中央金庫及び商工組合

中央金庫の発行する金債償、こうう
たつてありますが、これは新たに加へ
ようとするものであるし、法律の条又
における法人に対する貸付は、金庫で
はなくして公庫だ、こういうことに分
けて考えてよろしいのですか。

○白根政府委員　この書き方は、資金

運用部の書き方をならつて書いたわけ
であります。公庫関係は五号と四号で
規定しておるわけでございます。農林
中央金庫関係の農林中金、商工組合中
央金庫、これは六号の長期信用銀行法
第二条に規定する長期信用銀行または
商工組合中央金庫が発行する債券とい
うふうで、向うの法文の羅列をまねて
別に規定いたしました次第であります。

○松井委員　そうすると五号の場合の
貸付の対象とするものは六号の場合の
金庫ではなくて公庫だ、こう解釈してよ

ろしいわけですね。——そういたしま
すと、六の場合の金庫の場合は金融債

でありますから、広義の解釈からいけば貸付でありますが、五の場合は前号に規定する法人に対する貸付、こういうことになりまして、前号といえはこれは四をさすわけでございますか。

○白根政府委員 さようでございませう。

○松井委員　そうすると匹をさすといふことになりますと、国会の議決を経、承認を得なければならぬ中にやはり多くの公庫関係も入っておる、こ

う解釈して差しつかえないわけですね。

○白根政府委員　四号の中には五号の客体のものも入っておりますが、四号では「債券」と書いてあるので、それで「国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ法人」という範疇に

は、五号の公庫関係も入っておりますので、
ごさいいます。

○松井委員　そうすると四号にうたつ
ておる公社関係並びに放送協会等は、
当然これは国会の議決を経、承認を得
なければならぬ法人であることは間違
違いございませんが、その次の「前号

に規定する法人に対する貸付」の中に、四号以外の住宅公庫並びに農林漁業金融公庫等の公庫関係も、前号とうたつてありますけれども、入つておるのかどうかということが関連して参ります。すが、どうぞごまじしやう。

○白根政府委員　五号の対象事業は、四号の中の「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人」の概念の中にはむしろ入つております。

○松井委員　それでわかりました。そ

じゃございせんから。だから総額が減っているということになれば、郵政省当局の債券融通等の資金計画の額が減っているわけですから、少くとも郵政省だけは当初の、年金、保険の融通あるいは債券引き受け等、地方公共団体の利益のためという精神を貫くならば、大蔵省の方が減っても、郵政省の額はその面についてはふえなければならぬはずだが、減っているのはどういふわけか、こういうことを聞いています。

○松田国務大臣 御趣意はむろんその通りで、大体その趣旨によってやっております次第でございます。政府の出投資計画に基づきまして、その大部分の資金はやはり郵便貯金によるものでありまして、これは範囲広く国家全体の産業方面に投資されておるわけでありまして、その趣旨におきましては、郵政省関係の運用部資金は、依然として地方に還元することを主眼としてやっております次第であります。

○松井委員 主眼としているのに減っているのはどういふわけか、こういうことです。

○松田国務大臣 大蔵省の方で貯金の金を扱っておられますが、この比率関係から現在のような状態になつておる次第であります。

○松井委員 大蔵省の方じゃないのです。これは大臣おわかりにならないければ、事務当局でもよろしいのですが、こういうことなんです。二十八年度、二十九年度の地方債担当引き受けは、大蔵省分は幾ら、郵政省扱い分は幾らと、ちゃんと数字が出ておるのです。三十九年度はわからぬのです。この数字が今折衝中でわからぬというのです。

ところが今大臣は大蔵省がと言いますけれども、大蔵省の分は減つても、郵政省の分はたゞいま申し上げたように地方公共団体を中心に使うということに精神なんだから、その精神からすれば三十九年度においては郵政省の扱い分だけはふえなければならぬのに、本年度減つておるのです。これは数字をどうにしなければならぬように減つておるのです。その郵政省分まで減つたというのは、一体どういう理屈かということをお聞きしておる。

○白根政府委員 私から説明させていただきます。御説のように地方債の総額の問題は、先ほど大臣が御説明申し上げましたような事情であると思ひます。それからその総額の範囲内において、簡易保険の金で地方に貸す率と、大蔵省の金で地方に貸す率と、金額が次には問題になると思ひます。最後の点について御説明申し上げますと、私どもといたしましては簡易保険の金は、総額は政府で決定するのでありますが、その総額の範囲内におきまして、できるだけ多い金額を地方公共団体の方に貸付にやりたいという気持はあるのであります。しかし一面先ほど大臣が御説明申し上げましたように、資金運用部の金も貯金の金が大部分、そうしますと、貯金の面からいたしましても、やはり地方還元をしてもいいのでございまして、従ひまして戦前には資金比率等をも考え、なお地方還元を必要と貯金の分野にもあるといふことを考慮に入れまして、大体簡易保険の金が四〇％、預金部の金が六〇％、こう相なつておつたわけでございます。しかし私の気持といたしましては、簡易保険の地方還元の色、強

さは、貯金がちよつと強いのではないかと、逐次比率の面におきまして私の方の比率が多くなるように主張して参りまして、昨年度が最高でございまして、こちらが四八％、資金運用部の方が五二％、これは今まで簡易保険が運用を始めて以来、地方に貸し付ける資金の比率では最高でございまして、本年度もその最高の四八％と、向うの五二％の比率で分けてもらつたといふことでやつたのでございまして。総額が少な過ぎるという問題はあるかも知れませんが、政府で決定した地方に貸し付ける総額の範囲内における按分におきましては、最高の比率で本年もやつたのでございまして、絶対額の面になりますと、総額が減つた関係上減つております。

○松井委員 総額が減つたから減つたといふのは、僕らとしてはおかしい考え方だと思ひます。しかしこれは先ほどから言つておられますように、郵政省だけの問題じゃない。そうすると、二十九年度の四百三十五億という一般会計分だけを例にとつて説明願へばそれでよろしい。それが三十九年度において一般会計分だけで、一体郵政省扱いは、具体的にどういふ数字になりますか。

○白根政府委員 四百三十億という数字について……

○松井委員 二十九年度の地方債融通担当区分の資料の中で、二十九年度の一般会計分として扱つた郵政省の地方債に融通したものが四百三十五億と出ています。それは三十九年度分幾らになるのか、こういうことをお伺いしているのではありませんか。

○白根政府委員 この一般会計分を大

蔵省がどの程度持ち、私の方でどの程度持つというのはいまだに折衝中で、確定いたしましたらすぐ御報告いたしたいと思ひます。

○松井委員 それはたゞいま数字は確定しないけれども、郵政省の扱う分の減ることは明らかですね。

○白根政府委員 総額が減りましたので、ある程度減ることになるかも知れませんが、それは確定ではございせんから……

○松井委員 そこで伺ひしますが、そういうことになりましたと、これはやばな質問で、実際はそういうわけにはいかぬかも知れませんが、大体法律で定められたことでは、郵政省関係については当然大蔵省と折衝して、国全体の計画を立てなければならぬことはよくわかつておられますけれども、たとえばこの金の扱い方というものは、法律上は大蔵省になっておるわけですね。管理も計画も大蔵省になっておるわけですね。そうすればどの内閣ができて、国全体の財政投資あるいは運用部資金の使い方等は、大蔵省と折衝し、相談しなければ予算の編成はできないし、資金計画ができないことはよくわかつておられます。よくわかつておりますからやばな質問になりますけれども、その折衝の過程において、管理とそれから計画の責任を負つておる郵政大臣でありますから、郵政省としては当然責任を負わなければならぬ、こういう結論になると思ひますが、その場合に総額が減つたから減らなければならぬという考え方は、大蔵省支配という形が出て参りますか、法律における二

と、それから矛盾が生まれてくるわけですが、こういう点について、考えただけでございまして、結果は相談しなければ計画は立たないのですから、一つ郵政省としての考え方だけを明らかにしてください。

○白根政府委員 考え方といたしましては、地方公共団体に貸し付ける対象のうちで、これは資金との相互関係がありまして、多少の例外は出るかも知れませんが、同じ貸付対象の事業のうちでも、加入者の利益に接近しておる事業と、多少間接的な事業とがあると思ひます。従ひまして加入者の利益に還元するような事業客体に重点を置いて参りたい、かように存じております。

○松井委員 そうすると今の客体の説明ではなくて、郵政省としては大蔵省の計画にまかすとして、簡保、年金を投融資したり融通したりする場合に、郵政省が主体性を持つてこの金の使い方をきめたいという精神でいるのか、保険金を集める努力と年金を積み立てさせる努力は郵政省がやるが、集めた金の使い方、この計画の場合の主体性は、大蔵省が握つておるのかという立場だけを明らかにしてほしい、こういうことです。

○白根政府委員 その点ちよつと誤解いたして説明が足らなかつたわけでありまして、むろん郵政省の資金の投資先についての主体性は郵政省が持つて参る、また向うの資金の面では向うで主体性を持つわけでありまして、その主体性を持った相互において多少の折衝は出てくる。主体性ははつきり郵政大臣が持つ。

○松井委員 もう一項目この資料に基

いてお伺いいたしておきますが、資料の六の一般会計分の内訳だと思いが、特例災と書いてあるところがあります。この特例災と書いてあるところ

の、二十八年年度の特例災と称されるものの郵政省の担当はゼロ、二十九年年度には郵政省担当が四、大蔵、郵政合せ

て二十八年度五十、二十九年度四であつたものが、本年度百十となつておりますね。これは郵政当局の見解だけでけつこうであります。この百十億

の内容はどのような内容であつて、二十八年度が五十、二十九年度が四のものが、今年度百十になつたのは一体どう

いうわけであるか。

○白根政府委員 御説明申し上げます。この特例災というのは災害関係です。あとの三十年度のところは赤字再

建百十億というのは、再建整備の再建の金がこの中に入つておる。従つて特

例災の方は、まだ本年度の分は話し合ひがついていないのですが、下の百十

億というのは再建整備の金が貸付の形でいった数字であります。

○松井委員 そうすればこれは特例災ではないわけですか。

○白根政府委員 この数字は特例災ではございません。

○松井委員 そうすると三十年度に新たに赤字再建分というものが生まれたと考へてよろしいのであります。こ

ういう客体が生まれたと解釈してよろしうございませうか。従来の特例災は

赤字再建と解釈してよろしうございませうか。

○白根政府委員 この百十億は再建整備に関する法案が国会を通過すれば、それを予定しての数字が入つておるわけでありませう。

○松井委員 だから新たな客体として生まれたわけですか。

○白根政府委員 さようでございます。

○松井委員 わかりませう。そうすると大臣の赤字論争とは大分内容が違つたことが出ておる。論争はやめま

す。論争はやめまが、それでは次の資料について関連をしてお伺いをいた

しますが、簡易生命保険及び郵便年金資金運用状況の資料はいただきました

が、これによつて大体の額を把握することではできました。けれども、ちよつ

と私の見落しかもしれませんけれども、現在でなくしてけつこうであります

が、いづれかの年、いれずかの月の合計でよろしうございませうが、ちよつ

と郵便貯金の総額を聞かしていただき

たい。

○小野政府委員 郵便貯金の現在高でありませうか。最近のところでは四

千四百四十億くらいあります。

○松井委員 そうすれば資金運用部の金が予算書に出ておるのは七千七百何

億だと記憶をいたしておるが、この中まかい数字はわかりませんが、その中

において年金と保険と貯金、すなわち郵政省関係だけで引き受けておるの

は総額六千億をこえておるに違ひないと思ひますが、いかがでありますか。こ

か。その額がわかりましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○白根政府委員 本年度は保険関係だけで今五百三億であります。

○松井委員 郵政省関係で今政府で使われておるもの、それを全部説明を願つて、その中で運用部資金の方に貯金

内容の説明をお願いいたします。これは保険の五百億だけではなく、たとえば

保険にしても千五百十七億あるいは二十億なりあるとするならば、その中で

いゆる政府融資計画の中にどれだけ入つておるのか。それから年金にいたし

ましても、何十億ある中でどれだけ入つておるのか。貯金の総額四千四百四十

億とお伺いしましたけれども、その中で資金運用部やその他政府の計画の

中に入つておるものがどれだけあるか。この郵政省全体の総額と、その年

金、保険、貯金の具体的な内訳の数字を聞きたいのであります。

○小野政府委員 郵便貯金の最近の現在高四千四百四十億と申しましたが、

これは大体資金運用部に入つておるわけでありませう。しかし現在の運用部資

金の内訳におきましてどのようにそれがなつておるかというところは、明確で

はございませう。今年度の新規のものについて申し上げます、これは大体三十

年度予定いたしております投融資計画の原資全体を一〇〇といたしまして、

郵便貯金の原資は七五、こういふことになるわけでありませうが、過去の既

運用済みのものにつきましては、これはあらゆる資金を一同として運用いた

しておりまして、これは郵便貯金から来た金、これは厚生年金保険から来た

金という色分けをいたしておりませう。そういうことで、明確に郵便貯金

がどれだけというところは、そういう區別を分けては申し上げかねるのであり

ますが、郵便貯金の金は御承知の通り全部資金運用部に入るわけでありまし

て、資金の現在高総額といたしましては、それが入つておるわけでありませ

りまして、あるいは資金運用部に入つておるものを出す場合もありませう

で、その辺の過去のいきさつは、現在は既運用のものは一同としておりまし

て色分けがありませんので、遺憾ながら郵便貯金の金がそのうち幾らかという

ことは提示しかねるわけでありませう。

○松井委員 私の聞いておるの、四千四百四十億ですか、これは貯金です

から当然その扱いはわかつておるでしよう。その中で、たとえば三十年度

の財政投融資の見込みの中に預託金として千四百億ある。その中の千四百

億が郵便貯金と出ているのです。千四百億が郵便貯金ならば、これは財政投融資で

しょう。そういう場合に分布が出ておるのです。わからないじやなく、出て

いるのです。その内容を聞かしてくれ

たい。

○小野政府委員 先ほど申し上げました通り、昭和三十年度の投融資計画の

資金全体から申し上げます、郵便貯金は千四百億でございます。この内訳はご

ざいませう。全部郵便貯金の金で、予定通り入ればこれが本年度計画の全体

の中の七五%を占めるわけでございます。

○松井委員 財政投融資の原資の中には千四百億入つておる。しかし貯金は四

千四百四十億ある、こういふことでございませう。そうすれば三千三百四十

億というものは、郵政省はどこへ入つておるかわからぬと解釈してよろしう

ございませうか。

ないということになりませうか。

○小野政府委員 これは大蔵省資金運用部といたしましては、過去の既運用

のものにつきましては、貸し付けました当座におきましてはわかるのであり

ますが、貸してしまつたあとは、これは郵便貯金のひもがついておる、こ

れは簡易保険のひもがついておる、これは厚生保険のひもがあるというよう

なひもは、全部断ち切つておるのでありますから、その点は明確に出ないの

ではないかと思ひます。

○松井委員 出ないと言われればやむを得ないのですが、それじや見直しに

ついてお伺いいたします。政府は本年度千四百億の原資を見積つておるわけ

です。そうすると財政投融資を間違ひなく遂行するかしないかということ

を考へるときに、貯金の成績というものが問題になつてきます。そうすると郵

政省当局ではこの原資見込みに対する責任を負ふだけの、本年度の国民経

済と国民生活の実情から、貯金ができるといふ解釈でこれをのんでおるわけ

でございますか。

○小野政府委員 今年度の投融資計画に郵便貯金の増加分を千四百億と決定

いたしましたのは、いろいろ慎重に検討いたしました。これは当然に、易々

とできるものでないことは明らかでございます。したが、諸般の情勢を考へま

して、これは到達不可能であるとして、努力いかなければならぬものではな

く、努力いかなければならぬものではな

計画いたしましたわけではない、こ

○松井委員 無理ではあるが努力次第

では、さうすると今度は同じく財政投

融資の中、原資の中に含まれておる簡保、年金の資金でございますが、これは昨年当初四百六十億を原資として見積ったものが、四百五十五億という実績見込みになりました。五億落ちておりますね。そうして本年度は五百三億と見積っておりますね。そうすればただいまお伺いしましたように、郵便貯金において二十九年度の当初計画が九百億で実行の見込みが一千億円を越えて

おる。従つて今年一千百億円は可能だ、
 こういう工合に原資の見積りが、今日の
 の国民生活からいけばわれわれ非常に
 無理だと思つて聞いておるのですが、
 そうすればやはり簡保、年金の方も同
 様の考え方ですか。これは簡保、年金
 の方と貯金の方は違うのですね。貯金
 の方は、当初の九百億が一千億を突破
 しておりますね。ところが簡保の方は
 四百六十五億が五億落ちてゐるので
 す。にもかかわらず、去年当初の四百
 六十億より五百三億に増しておるので
 す。やはり原資についての責任問題ま
 では起きなくても、見込みであります
 から、こういうものに対する努力目標
 というものは可能でございますか。

○白根政府委員　前年度におきましては年度当初には四百六十億予定して、その後改竄いたしました四百五十五億となっております。五億落ちたのは、実は前年度見込みの面におきまして、契約者貸付原資が予定よりたくさん出たのであります。本年度におきましては、その面も考えまして、契約者貸付原資を多く持っておりますので……。

主として契約者貸付が、前年度におきましては予定よりふえたのでございます。従いまして今後もデフレその他の面からいたしまして、契約者貸付は五

百三億円別ワクになっておりますが、五十余億円を見込んでおります。前年度は、年度当初は二十億見込んだもののが、実績といたしまして四十数億になっておるのでございますが、本年度は契約者貸付が前年度よりふえるという前提で、五十数億見込んでおります。今年度は、前年度のように契約が少くなるということはないと考えております。

なお本年度の簡易保険の伸び具合でございしますが、一時的に落ちたと、前年度より一前年度も成績がよかったのですが、それより大して落ちない見込みでございます。現に募集の面につきましては、六割程度は全国的に達成しておるような事情であります。

○松井委員　そうすると、さらにお伺いをしたいのでございますが、要するに住宅金融公庫三十億、住宅公団二十億、やはりこの簡保資金を使おう、こういうことなですね、その場合の法律との関係はどのようになっておりますか。説明書の中にはうたつてありますけれども、一応一つ具体的

に説明願いたいと思います。

○白根政府委員 住宅公団に対する投資の面においては、おっしゃる通りの金を予定しておりますが、しかしその基礎条文につきましては、公団法の附則で簡易保険の金を使うことができるという条文で、別途公団法のところで規定することに相なっております。

○松井委員 そうすれば住宅公団法案が通過してから使うということになりますね。

○白根政府委員 さようでございませう。

○松井委員　そうすればこれは住宅公団法に關係がありますから、公団法と並行してわれわれも審議すればよろしいということになりますか。

○白根政府委員 出投資計画といはしましては先ほど申し上げましたような数字を予定しておりますが、公団法が、別途出通らないということになれば、別途出投資計画の変更があると思うのです。こちらの法律はできればそれと切り離

して——法律はワクでございますので、出投資計画は当然公団法が通らな
いと、その金はほかの方へ回さざるを得ないようなことになる、かように存
じます。

○松井委員　そうするとここでまたい
わゆる法律の改正を行なつて、長期信
用銀行法の二十億がまた議論になつて
参るわけですが、やはりこの二十
十億を組み、これから通過をする法

律、住宅公団法ができたら使おうというのか、二十億組まれて、四十億が組まれておりながら、やはり地方債の引き受けが減っておる、平面から見ればこういう現象なんです。だからそ

ういふことがこの年金や簡保の従来の
精神から見ておかしいじゃないかと
いう議論が、お伺いしている間に再度
出てくるわけなんです。それで二十九
年度と三十年度のいわゆる地方債に対

する借券引き受けといいますが、その
いうものの数字の比較をお聞かせ願え
ませんか。三十年度はわからなければ
やむを得ませんけれども……。

○白根政府委員　ちよつと聞き漏らし

たのですが、その総額は簡易保険の資金だけでございましょうか。

○松井委員 簡保の資金です。

○白根政府委員 簡保の資金は、二十

八年度が郵政は、この当時のは半額利用でございまして二百億になっております。しかし積立金としては四百億あったのであります。それから二十九年度が、ここにありますように四百五十五億、三千年度が地方債に對しましては四百二十八億、こうなっております。

○松井委員 二十九年度が四百五十五億でございますね。

○白根政府委員 さようでござい
ます。
○松井委員 三十年代は四百二十八億
でございます。
○白根政府委員 さようでございま

○松井委員　そうすると四百五十五億と四百二十八億の差を減らして、住宅公団やそれから金融機関、いわゆる長期信用銀行法による銀行に二十億をや

なければならぬというところが、われわれはおかしい、こう言うのです。

○白根政府委員　こつちをふやして地方債を減すという前提でやったのでは

ございませんで、地方公共団体に對する國家資金のワク、總ワクは政府できめるわけでございます。従いまして政府できまつた總ワクの中で、先ほど申しましたように大藏省で地方債として

流す金額と私の方で流す金額との比率において、なるべく多く比率をしたがい、従つて前年度が一番最高でござい
ますので、四八％私の方、五二％向う
の方、こうなつておるのでございま

す。なおこれは国会で出投資計画が變つて、地方債のワクがふえれば、先ほど申しました比率程度のもので、こちらの方ふやしたい希望を持っておりま

す。しかしこれはそういうことが決定した仮定のときはそういう気持を持つておる、こう考えております。

○松井委員　大臣は閣議があるそうです。から、大臣に最後の質問をいたしますが、ただいま申し上げたように、やはり二十九年度と三十年度を比べる、と、地方債の額が減っておりますのです。それではかの金融機関に新たに客体がふえて、二千億をやろうとしておる。さ

らにあなの方は四十二万戸の住宅の宣伝をしたから、何とか一万戸ぐらい作らなければならぬでしょう。作らなければならぬけれども、金がないから、今度は地方債の方をふったくって住宅

公団、できもしない方に持っていこう、こういう計画がありありと今度法改正に出ておる。そういうことは間違いだ、簡易保険等は地方の公共団体、それから採金に入つておる人

たちの生活に、間接に地方の公共団体を通じて流れるというのが精神なんです。そもそもこの政府の財政計画と今度の法改正というものは、何といつて

貫いた法改正ではないのです。そういうことがうかがわれるのですが、数字から見れば明らかにその答えが出ておるのですが、この点について見解を述べて、その二つを二行の二つを、

へて、あなたと閣議に行つて下さい。

○松田田務大臣 郵政省独自の考えで郵政省関係の資金を配分したのではなくて、他の方面からの要望によつて変えられたようにおっしゃいますけれど、

も、決してそうではございませんで、私どもの考え方といたしましては、住宅公庫なり住宅公団などに貸すということは、それによって地方自治体並び

に地方民の契約者もその恩典に均霑するところが多い。何にこの資金を持つていくことが、地方還元の趣旨に最も適合するかという点に對しては、いろいろ考えもあると思ひますけれども、私どもとしては、住宅は国民一般の要望するところであり、そしてこれは地方にも充てられるものでありますから、むしろ大きい都市などはよいけいになるかも知れませんが、しかしその資金の集まる数も大きい都市は多いのでありますから、そういう考えで、決して趣旨に背反しているように考えないのであります。

○松井委員 大臣とは論争をしませんよ。しませんが、僕らの考え方を言へば、住宅公団あるいは住宅公庫というものは、わが党内閣ができてもうだと思つたのですが、まず都市の一萬二三千円から一七、八千円までの給与生活者で、結婚しても住宅のない者を入れるという立場から、都市のいわゆる勤め人中心に住宅を考えると、うのです。ところがそういう都市においては、残念ながら赤字がないのですよ。赤字もないし、地方の財政もいいので、平衡交付金なんかぎやぎやあ言わなくてもいいところなんです。ところが簡易保険なんかはじめに零細な金を積んでいける農村地帯は、住宅にはそれほど困らないけれども、やはり地方公共団体に使つてほしいという要望が強いし、今の六百億に近い地方の赤字というものは農村なんです。それでございましょう。だからそういう点からこの金の使い方について、われわれは納得のいかない点が法律改正に出ているから、お伺ひしているのです。これは見解の相違でしょうから、

議論なさらないでけつこうです。けつこうだが、私たちが今質問をしている内容はそこだということを承知をしておいてもらいたいと思ひます。われわれはこういう考えから質問をしているのです。

それから最後に郵政省の方々全体に申し上げますが、原資の押え方が甘いという事です。やはり今の国民生活から推して、貯金はなるほど当初よりもふえた形になつてゐるから、成績を上げよう、無理だけれどもやろうという事です。これは政府全体の計画からくることでございましょう。それから還付金の原資も、国全体の計画から要求されてふやしておるのではありません。去年は減つておるのです。地方債の引き受けも減らざるを得ない状態だと思ふ。そうではなくて、成績がよかつたけれども財政投融資の原資だけが減つてゐるというなら、その数字をお伺ひしたい。おそれくこれは原資だけが減つてゐるという事は、予定よりも実績が減つてゐるという事は、いわゆる簡易保険の還付の資金が減つたことだと思ふ。資金が減つたという事は、成績が減つたという事で、成績が非常によかつたけれども、この面だけが減つたということなら、その説明が願ひたい。もし成績がよくなくて、この原資に影響したという事とならば、本年度この原資の押え方は非常に甘い。従つて実績見込みは減らざるを得ない。そういうことになれば、いわゆる四百二十八億という考へ方はもつと減つてくる。そうすれば地方公共団体のサービスをしなければならぬために使おうという精神がま

た減じてくる、こういうことに理論的につながるのです。だからそういう点を明らかにしてもらふことが一つと、それから郵便貯金についても、年金についても、保険についても、そういう考へ方からすれば、非常に数字の原資が甘いと思ふ。それで今度は末端の従業員の努力をさせられるでございましょう。その場合にあなたの方のかわい子供を学校にやる、その学校の建設のためにこの金は使ひ得るのだという考へ方で募集する場合と、都会の住宅を作るためだということを表面に出した場合と、一体どつちが成績を上げ得るかという事をよく聞きたいと思ふ。われわれは簡保のいわゆる契約額等を受けろうとする場合にいつも反対を受けるのは、財閥保険会社から反対を受けるのです。何回もわれわれは当委員会に経験をしておるけれども、われわれが一番考へるのは、こういう保険こそ一番大事だと思ふのです。零細な金であるけれども、国民からできるだけ積んでもらつて、そしてやはり間接的に積んだ国民の生活安定の基礎とならなければならぬ。従つてこの使ひ方というものは、預かる郵政省としてはなみなみならぬ重要な問題だと思ふのです。そういうことから考へると、ただいま申し上げたように、成績はよかつたけれども、この面の原資は減つたという事とならば、昨年の成績実績を明らかにしては、成績が悪くて原資が減つたという事とならば、今年の見積りは無理だということになる。無理だということになると、どこを減らすか、当然地方債を減らすということになる。そうなれば地方のサ

ビスが悪くなる。これはその目的に反することになる。こういうことについて見解を一つ明らかにしていただきたい。私はさらに質問したいのです。が、一時になりますし、食事の時間も来ておりますから、私の質問でこれでお終ひにいたしますが、ただいま申し上げたことについて一つ明らかにしていただきたいと思います。

と、決算の結果が九億程度がプラスになつておつたわけでございます。積立金としては入つたのでございませうけれども、契約者貸付の原資として積立金から払ふことになつておるので、去年はその契約者に対する貸付の予定が少し間違つておつた。従つて今度は安全を見まして、去年の予定の二倍以上に持つて参つた、こういうことでございませう。成績が必ず非常にいいという意味でもございませうが、本年度は資金計画を年度末になつて変えないようにという配慮だけはやつておるつもりであります。

○松井委員 もう一つ、それは前段の質問ですが、後段のいわゆる募集成績を上げるためにはどう考へるかということについて。

○白根政府委員 募集成績を上げると申しましても、従業員にあまり過重労働をかけるはいかぬわけでありませう。従ひましてやはり計画的には、金の入る可能性の強い時期にある程度やつてもらひまして、金が入るのがわずかしといふときには、手を抜くというわけではないのです。目標の予定を少し小さく見詰めていくと同時に、保険の募集に當りまして、保険に對する認識を公衆の方々に周知宣伝を相当やりまして、募集しやすい環境へ持つていきたい、こう考へておる次第であります。

○松井委員 そこでわれわれは率直に言つて、この問題はこういうことになると非常に痛しかゆしにぶつかるといふ。われわれはこの種の保険は非常に重要だと考へており、従つて成績のいいことをいねがうわけですから。だから僕ら自身が募集人になつたようなつもりで、これは地方公共団体のために使

うのであって、結局君らのために使うのだから、保険に入れないようなことを言っているわけですね。つまり君らのかわい子供の教育のために、君らの生活安定のために、あるいは地方町村の公共事業のために、こういうことの宣伝なんですね。ところが今度そういう宣伝をしないで、みな納めた等細な保険金がかかるのとく使われていくということでは、われわれがそういう話をする場合と逆になり、大きな問題が起るわけですね。だからそういうことを、非常にこれが大切であり、成績を上げなければならぬ、重要に使わなければならぬという考え方がわれわれの腹の中にはあるから、いろいろなことをお伺いしているのだけれども、そういうことからは、使い方は等はずばり慎重に、保険に入る国民大衆、きわめて素朴な人たちがびりつとわかるように、それなら入ろうとやって食いついてくるようなものか、え方が必要だ、こう思うのです。そのためにはやはり地方自治なりあるいは地方公共団体に使う金がふえなければならぬ。いよいよ長期信用銀行法による銀行にたとい二十億でも、そんなところへ使ったなんというわきをも飛ばしてはならない、こういうふうにか考へるから質問しておるのであり、そういう工合に考へるから、どうもこの法律の内容はおかしいのではないか、こう考へられてくるので、そういう点について一体どうお考えになりますか。

○白根政府委員 まず本年度の地方債のワタの問題でございますが、地方債の総額が、実は貸付としては先ほど米大臣が御説明申し上げたように減っておるわけでありまして、しかし公費債を入れますとふえてはおりますが、貸付の原資としては地方債の総額が減つた、従つてその減つた総額は、これは政府がきめることでございます。従いまして事務当局としては減つた総額をできるだけ、私自身簡易保険の立場からいけば、地方に貸す比率を高くしていきたい。しかしまた一面郵政省といふことも、貯金の面から、私貯金にもおつたのですが、やはり資金としては地方還元をしてもいいという希望があるわけでありまして、従いましてその関係の兼ね合せを考へまして、昔は四分六分でありましたが、四八〇程度に、できるだけ最高の水準でいきたい。むろん国会の御審議によりまして、出投資計画の改善をはかつて、地方公共団体に對する貸付の比率がふえれば、われわれとしてはやはり最高の比率によつてこちらの方へ回したい、こう考へておるのでございます。一面長期信用銀行の關係でございますが、私もどなたもいたしましては、重点を置きたいのは、長期銀行法によるものではなくて、むしろ商工中央金庫、それから農林中央金庫、これに重点を置きたいと思つておられます。なぜそこへ重点を置くかと申しますと、中小企業者、またそれに使われておる従業員も、簡易保険の加入階層の方々が非常に多い。従つてこの点に對しますと、地方公共団体に貸すと同じ程度の加入者の利害に關係するのではないだろうか、ということ、主としてねらつておるのはそこでございます。ただ長期信用銀行とかいふ、あれは資金運用法に書いてある条文をそのまま引用して書いてあるのでございますが、力点はむしろ下の中小企業に關係のある商工中金、農

林中金に重点を置く。従いまして今も金融債の中身についてはまだはっきりきまつておりませんが、私もどなたもいたしましては、本年度は中小企業に關係がある商工中金、農林中金だけに限つて運用したい。しかし将来の面になりますと、簡易保険の金は、これは百億前年度よりふえておりませんが、その原因は後払い契約というのがある。従つて、歳入減が二十億程度でございます。従つてその歳入減は来年からだんだん減つて参ります。そうしますと大体一年に百億程度ふえていく見通しがつくと思つておられます。そういたしますと、戦前におきまして、長期信用銀行はなかつたわけでございますが、その貸付対象である興業銀行に對しまして、運用しておつて別に弊害もない。従業員の方々からもそういう面に對しての何もなかつた程度しか運用してなかつたのでございまして、そういう面もございまして、法律のワタといたしましては、長期信用銀行法による銀行というのを入れていただいて、しかし実際の運用につきましては、本年度はむしろ出投資の中には融資対象にいたさないつもりであります。来年もその点についてはいたさないつもりでございます。法律のワタといたしましては、お許しを得てこの提案通りに御協賛していただければ望外の望みと、かように存するわけでございます。

○松井委員 これで質疑は打ち切りですが、ただいま説明をお伺いすれば、どうもことしは大臣の説明された「第二」から「銀行業務を営む」までは削つた方が、今の局長の説明にびつたりくるような気がしますが、これは私の意見です。それから後日またお伺いいたします。それから財政投融資とか、国の予算が裏づけとなつて計画されるものは、これは議會政治であり政黨内閣であるから、やはり内閣がかかる、そして大臣がかかるのです。そうすればやはり内閣に政黨の持ち味が出てくるのです。そういうことでいろいろ變つてくるから、その制約を受けて年金や保険の使い方、郵便貯金からくる投融資の原資の押え方等違つてくると思つて。けれども長い間郵政省で御苦労なされた事務当局の人たちは、そういうことに貫いてもらいたくないといふことを申し上げて、きょうは質問を打ち切ります。今後また質問させていただきます。

○森本委員 月曜日の委員会までに資料を要求しておきたいのですが、それは三十年度の保険の募集計画と現在の募集実績、それから同じく貯金の募集計画と現在の募集実績、それから簡易保険の国民に對する加入の率、そういう募集に關する一切の資料を、次の委員会までに至急御提出をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 三月三十一日に全会一致をもってテレビジョン受像機に對する物品税に關する申入れの件という決議案を作りまして、これを大蔵委員会に申し入れたのですが、そのお話を聞きますと、次官會議においてこの物品税の問題が論議された際に、大蔵當局からは十四インチ以下の普及型に對して、税率を二〇％に引き上げるといふ話が出た。また話によりますと、これは一五％でもって手を打とうじやないかという話も出ていたといふことを聞いたのですが、この間一体どうなつてゐるか、どなたか御説明願ひたいと思ひます。

○中村説明員 ただいまお話をいたしました事柄につきましてお答え申し上げますが、この物品税法の一部改正案の内容といたしまして、現在の十四インチ以下のテレビ受像機の暫定的な税率の改正をしたい、こういう案が出たことは事実でございます。その内容につきましては、向う一年間はこれを二〇％にする、その以後は原則である三〇％にする、まあこういう案が出たのでございます。しかしこれは前々から、当委員会における御審議の模様、さらにまた現在のテレビ受像機の普及状況、今後における見通し等から考へまして、そういうような措置は適當でないかと私考へましたので反對をいたして、閣議には上程されずに保留になつたのでございます。なおこれは御承知のように、大蔵當局は税制の体系の面からそういうことを主張するのでございまして、通産省の方はいわゆる製造販売の面からこれに關心を持っておるわけでありまして、しかしただいまお話のありましたような一五％云々といふことは、これは単なる一つの難談として出たものでありまして、決して正式にそういうものがきまつておるわけじやございません。私といたしましては現行の税率をそのまま——免稅といふことのお話は前ございましてはそこまではいいないといひましてはそこまではいいないといひましたけれども、少くとも現行の税率を維持したい、こういうこと、具体的にそれではどういふふうな、いつまでというふうな申し出を

やつておるわけじゃありません。少くとも現行の税率を維持したい、こういう点で本日まで主張して参ったような次第であります。

○齋藤委員 この物品税の問題は、各党において審議されると思うのであります。われわれもこのテレビジョンの税率に關しましては、まだ党議は決定いたしておりません。それですから、あまり早く次官會議でこの問題を決定しないように、一つこれは保留にしておいていただきたいと思いますが、そういうことはできませんか。

○中村説明員 郵政當局といたしましては、現行税率を少くとも続けていきたいという基本的觀念に立っておりますので、かりにまたそういうものが出た場合には、郵政當局としての意見を申し述べます。

○齋藤委員 これはもう時間も過ぎましたから簡単にお答えをいただきます。また次の機会に真相を究明して参りたいと思うのでありますが、私の手元にも日本アマチュア無線連盟というものから陳情書が参っております。これは郵政大臣を初めとして各党にも陳情書を出しているようでございまして、アマチュア無線連盟から、アマチュア無線を非常に混乱する短波がある、これはアメリカ軍の使つておるところの電波がアマチュア無線を非常に混乱に陥れている。これは二十日の産業經濟新聞にも「世界を結ぶ電波に難音」、「補助軍用がじゃま」、「怪電波も横行」、「アマ無線連盟から抗議」、こういう見出しでも出ておるのでございまして、これを讀みますと、相当これは電波界においては大きな問題ではないかと思われるのであります。こういう中

見出しで出ております。「世界の空を善意で結ぶアマチュア無線の花園を踏み荒らす者がある——日本アマチュア無線連盟は、米軍の補助軍用無線をやり玉にあげ、政府に対して嚴重な抗議を行つとともに國際アマチュア無線連盟(IARV)に実状を訴えることとなつた。しかし、一方このアマチュア無線を利用して暗躍する中ノ陣營の微妙な動きもあり、これに対して何ら法的な力を持たぬ治安當局の悩みも加わつて今後の成り行きが注目されている。」こういう見出しでもってまた相当長い陳情書が参つておるのでございしますが、これに對しまして電波監理局當局は、簡単にこの実情をお話し願えるならば、今お話し願いたいと思ひます。

○松井委員 閑連して、説明を簡単にきよう承ることもつけようですが、これはやはりわれわれも陳情書をもつておりますが、陳情書はこれは一方の立場から受けておる陳情ですね。だから電波監理局當局でこの問題に對する経過の説明と、それからどういう工合にこれに對して善処しているか、善処している方法、つまりこういう問題が起きた経過と善処して現状、そういう資料を御提出願ひたい。

○長谷政府委員 ただいま齋藤委員から御質問があり、また松井委員から資料その他の提出の御要求がございまして、たゞしもお許しを得ますならば、たゞだいま松井委員から御要求の資料その他を御提出申し上げまして、その上で説明をさせていただきます方が御了解を得るのではないかと思いますので、お許しを得るならばお願いしたいと思います。

○齋藤委員 もう一つ陳情がござい

するから、これもついでにお願いしておきますが、これはオール・ウェーブ・ラジオの聴取に對する減税陳情であります。内容を讀んでみますと、オール・ウェーブの受信機は非常に高級かつ高価である。それに対して二〇%の課税が行われておるために、輸出も阻害されているし、オール・ウェーブをもつて短波を受信して國際的ないろいろな状態を交換するというのに、非常に支障を來しておるといふ陳情であります。これに對しても何らか當局の方から資料の提出を願ひたい。これはほんとうに二〇%課税のために、オール・ウェーブの受信機が海外に進出することができない。今世界の趨勢としてはオール・ウェーブに変わりつつある。一千四百萬個の中波の受信機の中に、わずかに百萬個しかまだ日本にはオール・ウェーブがない。それが二〇%の高率課税によつて伸張が阻害されておる。こういう陳情の内容であります。果してそうであるかどうか。この点に對しても資料を御提出願ひれば非常にけっこうであると思ひます。

○長谷政府委員 ただいま御要求の資料等をそろえまして、できるだけ早くお手元に差し上げたいと思ひます。

○松前委員長 だいたい時間も経過いたしましたので、次回は公報でお知らせ申し上げることとして、本日はこれにて散会をいたします。

午後一時十分散会

昭和三十年五月二十五日印刷

昭和三十年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局